

郡山市行政不服審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市行政不服審査会条例（平成28年郡山市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、郡山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(会議の招集等)

第3条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 会議は、会長が簡易迅速な審査のため必要があると認めるとき又は特に緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ委員に通知した上で、文書その他の方法による審議とすることができる。この場合において、会長は、当該審議の結果を次の会議において報告しなければならない。

(除斥)

第4条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は条例第5条第1項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人又は参加人
- (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人又は参加人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 法第13条第1項に規定する利害関係人（参加人を除く。）

(除斥事由に準ずる事情等)

第5条 委員又は専門委員は、前条各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は利害関係人との間に取引関係又は委任契約関係がある場合その他審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると認められる場合は、その旨を会長に申告し、審査会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

(諮問書等の提出)

第6条 諮問は、諮問書により行うものとする。

2 諮問書には、法第43条第2項に規定する審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。）

- (2) 争点整理表（当該事件の争点について、審理関係人の主張の要旨を整理し、審理員の考え方を記載した書面をいう。）
- (3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合は、当該選任又は参加を示す書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査会が必要と認めて指示する書類（調査結果の報告等）

第7条 法第81条第3項において準用する法第77条の規定に基づき指名された委員（次項において「指名委員」という。）が法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査（次項において「調査」という。）又は法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）のを行ったときは、その後に開催される最初の会議において、その結果を報告しなければならない。

2 審査会又は指名委員は、調査を審査関係人、参考人若しくは鑑定人からの口頭による説明を聴取する方法により行ったとき又は口頭意見陳述のを行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

（手続の承継等の通知）

第8条 審査庁は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条第1項、第2項又は第6項の規定による審理手続の承継があったときは、速やかに、その旨を審査会に通知するものとする。

（諮問後の総代等の選任等の通知）

第9条 審査庁は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、その旨を審査会に通知するものとする。

（会議の非公開）

第10条 会議は、公開の議決をした場合を除き、これを非公開とする。

（議事録の作成）

第11条 会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の概要その他必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（裁決書の提出の求め）

第12条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決をしたときは、裁決書の写しを審査会に提出するよう求めるものとする。

（会長の専決事項）

第13条 会長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の交付の承認に関すること。
- (2) 答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合の更正の決定に関すること。

（郡山市行政不服審査会長の印）

第14条 郡山市行政不服審査会長の印は、次のとおりとする。

印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	ひな形	用途
郡山市行政不服審査会長の印	古印体書	方21	郡山市 行政不服審査 会長の印	行政不服審査会長 名をもってする文 書

2 前項に規定する公印は、総務部行政マネジメント課長が管理するものとする。
（庶務）

第15条 審査会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。
（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、
会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

諮問説明書

(審査請求の件名 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け△△△△処分(通知等)に対する審査請求
(〇〇〇—〇〇〇号))

審査請求人が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に提起した△△△△処分(通知等)に係る審査請求について、諮問する内容は、次のとおりである。

1 主文

本件審査請求を (認容・一部認容・棄却) する。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、〇〇〇〇のため、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでした別紙〇〇〇〇の〇〇処分(以下「本件処分」という。)について、その取り消しを求めるというものである。

3 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次の要点であり、請求人は、この点から、本件処分は違法又は、不当であると主張しているものと解される。

〇〇〇〇は、～～主張～～であるにもかかわらず、処分庁は、〇〇〇〇しているため、本件処分は違法又は不当なものである。

4 審査庁の判断

次に掲げるとおり、本件〇〇〇〇処分を取り消すべき違法又は不当な点は、認められない。

- (1) 〇〇〇法によれば、〇〇〇〇することとされている。
- (2) 〇〇〇法によれば、〇〇〇〇することとさえ手いる。
- (3) これを本件にしてみると、〇〇〇〇により〇〇〇〇のため、処分庁が〇〇〇〇処分をしたことが認められる。

※主張が複数ある場合は、判断を主張数分繰り返す。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市 審査庁 〇〇 〇〇

争点整理表

(審査請求の件名 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け△△△△処分(通知等)に対する審査請求
(〇〇〇—〇〇〇号))

番号 (〇/〇)	争点
争いのない事項	
審査請求人の主張	
処分庁の主張	
参加人の意見	
審理員の意見(考え方)	